

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	Addisu Meseret Tadesse
論文題目	The Regulation and Utilization of Private Child Daycare Centers in Addis Ababa, Ethiopia (私立保育所の規制と利用 —エチオピア、アディスアベバを事例として—)		
(論文内容の要旨)			
<p>エチオピアの首都アディスアベバでは、この10年間で私立保育所の数が大きく増加した。その背景には、都市に暮らす親たちが依存する保育サービスの選択肢をインフォーマルからフォーマルな保育へと転換している実態がある。アディスアベバ市内には2022年11月時点で、約140の私立保育所が認可を受けて運営されていた。本論文は、このようなアディスアベバにおける認可保育所の現状とその直面する課題を、規制と利用の観点から、認可制度、保育サービスの質、子供を預ける親の年齢構成や利用の動機と経験に注目して明らかにすることを目的としている。</p> <p>第1章では、アディスアベバにおける保育所が初期の無規制状況から、不十分な規制がおこなわれた時代を経て、2016年に正式な許可証発行制度が導入され、今に至る経緯を描きだしている。このような制度の展開は、保育所に対する認識の高まりを反映しており、制度のもとでの完全な規制運用や、利用パターン、サービスの提供について検証することの重要性を浮き彫りにした。フィールドワークは、雨季と乾季の2回(2022年6月1日～8月27日、2022年11月1日～2023年1月27日)にわけて実施し、文献調査、構造化観察、非構造化観察、半構造化インタビュー、サンプル調査によってデータを収集している。保育環境評価尺度第3版(ITERS-3)を用いて、私立保育所において構造化観察もおこなった。</p> <p>第2章は関連する他地域での先行研究を参照しながら、幼児への保育サービスに関する重要な概念について論じ、親によらない保育の質を確保するための規制や原則について概説している。ガーナ、ケニア、インド、ナイジェリア、英国における、類似する認可制度の例を参考に、親以外による保育環境下において制度的に運用が可能な一般的要素について概観したうえで、第3章で検討するアディスアベバの保育所の認可規則を分析するための枠組みを提示した。施設型保育所、すなわち私立保育所のような家庭外の組織化された環境で提供される保育について、親の職業や学歴などの属性、年齢構成、保育所利用の経験や動機、健康に及ぼす影響との関連を検討した。</p> <p>第3章では、保育所の認可制度について、アディスアベバ市の食品・薬品・医療に関わる監督官庁が管理する行政資料の分析を行なっている。監督官庁職員へのインタビューや観察によって得られたデータをもとに、実際に認可されるまでの過程を分析した。認可保育所としての認定の過程と適用される認可規則について検討し、当局が</p>			

保育所の管轄を、末端の行政機関である郡庁 (*woreda*) に指定していることや、一貫性のない緩い取締りを伴う認可制度の存在が課題であることを、規制に関わる職員数の不足とともに示した。ガーナ、ケニア、インド、ナイジェリア、英国の認可制度と比較して、包摂性、子どもの発達、親による保育所への関与についてその内容のちがいを明らかにした。

第4章では、18の私立保育所に対して保育環境評価尺度第3版を用いて6つの補助尺度と33評価項目を含む質評価を実施した。その結果、総合評価に関してすべての保育所は評価尺度7段階において3以下となることを見出した。あわせて実施した非構造化観察の結果をふまえ、4つのグループに類型化してその特徴を分析した。グループAは、他と比べてすべての評価尺度において点数が高く質の高さを保っていた。グループBはAに次いでよい点数を示していたが、グループCは複数の観点において改善が必要と考えられた。グループDはすべての点において3以下の評価を受けている項目があった。

第5章は、保育所に子供をあずけている214人の親に対して、質問票を使った調査を実施し、親による保育所の評価について検討している。親が就労している場合、保育所に大きく依存する傾向が見出された。経済的な背景は多様であるが、保育所を利用する親のほとんどは、大学を卒業し専門職に就いている傾向が見出された。私立保育所の利用者は30代前半の既婚者が中心で、核家族化が進行し、育児に関して親族の協力が限られているが、育児を家政婦に頼る人びとも減少していることが見出された。親は保育所を選ぶにあたって、清潔さ、食事の与え方、住居からの近さ、安全性を優先し、これまでの経験については肯定的な評価を示した。保育所に子供をあずけることの利点としては、子どもが自分で食事をすることやテーブルマナーを学ぶこと、社会的スキルの向上、遊びの機会の増加、教育的経験などがあげられた。しかし、子どもが病気に罹る頻度の高さに対する懸念も示していた。

第6章では、アディスアベバにおいて保育所の認可制度が導入されたことが、私立保育所に対する公的な基準の適用の強化に貢献していることを指摘している。そのうえで、人材や設備などの資源が不十分で、保育サービスの需要に応えようとして基準を甘くしたために、規制制度の実効性に関する課題に直面していると結論づけた。現状の認可規則は、包摂性や保護者参加の権利を確保するといった側面において不十分であった。第5章で示したように保育所に対して親が肯定的な評価を下していたことと、子どもが必要とする多様な求めに応じて保育所を改善する必要性があることは矛盾しない。

(論文審査の結果の要旨)

19世紀後半にエチオピアの首都として建設されたアディスアベバは、1980年代以降の急速な都市化と人口の増加を経て、2000年前後には郊外に都市住民が住居をかまえはじめ、それと連動するように公的なサービスやインフラが整備されてきた。都市化に伴うこのような状況下で生じた社会的変化の中でも、勤労世帯の子育ては大きな課題となった。従来は親族関係や地縁的な紐帯のもとで機能してきた家事や育児の助け合いや住み込み家政婦を雇用する形態は、一定の割合で続いてはいるものの、近年は、保育所のような外部の専門組織に育児を任せる世帯が増え、私立保育所の増加につながっている。エチオピア政府が、保育所や養育に関する施策をようやく開始したのは2010年代後半である。アディスアベバにおける私立保育所の増加は、公的な機関による対応の遅れと親たちの養育施設への需要の高まりに呼応した変化の一つといえる。本論文は、都市化が進行しているアディスアベバにおいて、近年急激に増加した私立保育所の利用の実態および、それに対する公的な規制の実態を描きだした優れた地域研究である。

本論文の学術的な貢献は以下の4点にまとめられる。

第1点目として、本論文が、都市化が進行するアディスアベバの私立保育所に着目し、経営者や職員、利用する親、認可を与える行政職員など多様な立場で保育所に関わる人を対象にして、私立保育所の規制と利用の実態を長期のフィールドワークに基づいて描き出したことが評価に値する。私立保育所の増加は近年の動向であり、従来の研究でもフィールドワークに基づいた実態把握が十分に進められていない状況にある。本論文の報告は、今後、アフリカ都市部における子どもの養育を検討する上で基本的かつ重要な知見を提供している。

第2点目は、黎明期にあるアディスアベバの私立保育所の特徴を過不足なく拾い出したことにある。保育所を利用する親は一部の富裕層だけに限ったことではなく、収入と資産をふまえると低所得者層に分類される親も利用できる保育所があるという。私立保育所の認可制度が始まってそれほど時間がたっていないにもかかわらず、私立保育所の担い手たちが、施設の設備や利用料金、提供するサービスなどの点で、利用者の多様な需要に応えるだけの選択肢を提供していることを見出したことは評価できる。

第3点目の学術的な貢献として、先進諸国を中心に使用されてきた保育環境評価尺度第3版をもちいて、アディスアベバにある18の私立保育所の質的評価を実施し、共通の尺度に基づいた保育所の国際比較を行う可能性をひろげた点にある。本論文では、保育環境評価尺度第3版のアムハラ語訳版を作成し、補足資料として添付している。今後、この質的評価の尺度を用いた調査研究をエチオピア国内各地で実施していく上で

貴重な資料を提供している。

第4点目として、保育環境の評価尺度による結果のみにとらわれず、子供をあずける親に対する独自の質問票を使った調査と、直接観察とを組み合わせたトライアングレーションをおこない、利用者の経験や見解をより深く理解することに成功していることが評価できる。保育環境評価尺度第3版の質的評価の結果によれば、対象にした私立保育所は多くの評価項目において平均を下まわっていたのに対し、質問票を使った調査ではおしなべて保育所が提供するサービスに対する親の満足度は高かった。これは親たちの保育所での経験に関する肯定的な言説と符合していた。

本論文は、アフリカの都市アディスアベバにおける私立保育所をめぐる認可制度、利用の実態、保育所の設備や人材について総合的に資料を収集し分析した研究の嚆矢となるものである。このことは、きわめて優れた研究成果と評価され、地域研究に対する大きな貢献をなしている。よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、2024年1月19日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行なった結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。